平成２６年（フ）第２６３号
岡山市北区岩田町６番６号セキホウハイツ201
債務者　門瀬　一也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１号
栃木県栃木市箱森町45番37号　セジュール箱森Ａ―201、従前の住所栃木県栃木市箱森町45番37号　セジュール箱森Ｂ―201
債務者　渡邉恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第４１７号
東京都日野市多摩平５丁目20番地の12ハラホームズ302
債務者　八幡　昭男
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７０号
静岡県島田市旭３丁目27番３号　旭マンション北８号、旧住所静岡県藤枝市時ケ谷369番地の５　ルーラルＳ102号
債務者　竹中　真理
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６号
栃木県佐野市若松町350番地
債務者　関根　　正
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２１０号
静岡県浜松市西区桜台２丁目22番20号
債務者　松崎　陽子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６６３０号
東京都足立区花畑５丁目17―49―403
債務者　田村真理子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１号
静岡市駿河区大谷３丁目20番20号、旧住所静岡市駿河区大谷３丁目30番２号
債務者　田邊　健児
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８２号
静岡市駿河区大谷３丁目20番20号、旧住所静岡市駿河区大谷３丁目30番２号
債務者　田邊真由美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４号
沖縄県宜野湾市愛知３丁目17番16号　比嘉アパートＡ―３号
債務者　久場　修作
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６８１９号
千葉県野田市東宝珠花110―７
債務者　木村　恵太
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８２０号
東京都江戸川区北小岩７丁目29―６―202
債務者　水上　遥子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８２１号
神奈川県藤沢市城南３丁目６―24―102
債務者　阿部　智彦
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３２７４号
神奈川県横浜市泉区新橋町945―７
破産者　布施　健一
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７５号
神奈川県海老名市浜田町25番地10
破産者　株式会社インプルーヴ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７６号
神奈川県横浜市泉区新橋町945―７
破産者　布施　理恵
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部